

令和8年2月

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟
会 長 二橋 高弘

令和8年度剣道伝達講習会開催について

下記により剣道伝達講習会を開催いたします。有資格者は全員受講して下さい。

記

- 1、期 日 令和8年4月19日（日） 9時00分 集合・9時30分 開会
 - 2、会 場 静岡県剣道連盟「養浩館」
静岡市葵区宮前町355番地 Tel 054-263-5428
 - 3、受講資格 本県剣道連盟登録会員で次のいずれかに該当する者
 - (1) 剣道四段以上の受有者
 - (2) 教職員、道場、剣道教室の指導者(正しい剣道普及のため受講のこと)
 - (3) 本年、四段以上及び称号受審予定者
 - 4、講 師 県内講師（全剣連中央講習会受講者）
 - 5、講習内容 (1) 中央講習会の伝達講習 (2) 講習会終了後合同稽古
 - 6、携行品 剣道具、木刀、筆記具
以下の資料を持っている方は、持参して下さい。
剣道試合・審判規則・運営の手引き、剣道講習会資料又は剣道指導要領
日本剣道形解説書、木刀による剣道基本技稽古法
 - 7、修了証 本年度、錬・教士受審希望者は、当日受講修了証の交付を申し出ること。
当日または後日、県剣連事務局より送付。
※ 称号審査会の受審希望者は、本伝達講習会又は県剣連講習会（6月27日
県武道館で開催）のいずれかを受講しなければ、県剣連が令和8年度に行う
称号選考審査会 の申込、受審をすることが出来ない。
 - 8、申 込 (1) 受講者は講習会当日、受付簿に氏名・段位・住所を記入すること。
 - 9、安全対策 (1) 受講者は準備運動・竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。
(2) 事故発生の場合、県剣連は必要に応じ応急処置をし、救急車又は病院の手配を
する。
(3) 県剣連は参加者全員傷害保険に加入するが、事故の全てを補償するものではない。
(4) 事故発生の場合、当日の受診は各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は
写しを持参のこと。
(5)「感染症予防ガイドライン(r6.9.1)」により実施。(面マスク又はマウスシールド着用)
- ※ 受講者は、護国神社駐車場は使用できません。公共交通機関又は近隣駐車場利用願います。
- ※ 昼食は各自持参して下さい。